

委員提出資料（抄）

都合がつかず、7月1日の検討会は欠席させていただきます。

検討会のテーマとお聞きしている副検事、簡易裁判所判事の経験者の活用問題については、次のように考えます。

- 1 副検事、簡易裁判所判事の皆さんは、それぞれ難しい試験をクリアして任命され、検察や裁判の仕事に携わってこられた方々です。退官後も国民のためにその知識、経験を生かしていただくことは大変結構かと思えます。今までにも調停委員等として活躍されてきたものと思えますし、今後は更にさまざまなADRの分野や司法ネットの分野でも活躍してもらおう場面があるのではないのでしょうか。
- 2 ただし、弁護士に準じた資格を与えることについては、問題点もあるように思います。簡易裁判所の事件に限定した資格という点については、いろいろと問題が生ずることはないのでしょうか。もともと法曹人口が足りない、近くに弁護士がいない、といった問題意識から出てきた課題と思えますので、将来の法曹人口の大幅増や司法ネットの整備の状況等も見ながら少し長めのスパンで考えた方がよいと思えます。

平成16年6月28日

同志社大学 釜田 泰介